

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

総務部及び復興局を再編し、復興防災部を設置しようとするものである。

東日本大震災津波からの復興を、引き続き県の最重要課題と位置づけ、復興の着実な推進に取り組むとともに、東日本大震災津波等からの教訓・知見を危機管理対策に生かし、様々な危機管理事案による影響の最小化と早期回復が図られるよう、組織体制を整備しようとするもの。

(現 行)

総務部 (略) 管財課 総合防災室 総務事務センター
ふるさと振興部 (略)
県土整備部
復興局 復興推進課 まちづくり・産業再生課 生活再建課 震災津波伝承課
I L C 推進局

(再編案)

総務部 (略) 管財課 総務事務センター
復興防災部 復興危機管理室 復興推進課 (震災津波伝承を含む) 復興くらし再建課 (まちづくり・産業再生を含む) 防災課 消防安全課
ふるさと振興部 (略)
県土整備部
I L C 推進局

室課は現時点での案であり、今後、検討のうえ規則で定める。

2 改正の内容

- (1) 総務部及び復興局を再編し、復興防災部を設置すること。(第1条関係)
- (2) 復興防災部の分掌事務について定めること。(第2条関係)

- | |
|---|
| ア 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波等による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整並びに特に定める施策の推進に関する事項
イ 防災等の危機管理に関する事項 |
|---|

3 施行期日(附則関係)

令和3年4月1日から施行すること。